特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三宅村は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

東京都三宅島三宅村長

公表日

令和4年3月7日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	・取り扱う事務
(1)事務の名称	国民健康保険に関する事務
少ず物ツロツ	世以此水小区に対するずの
②事務の概要	三宅村は、地方税法、国民健康保険法に基づき、以下の事務を行う。 ・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制(みなし)世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額(年税額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。 ・銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。
③システムの名称	国民健康保険(税)システム 国民健康保険(資格)システム 国民健康保険(資格)システム 国民健康保険(給付)システム(国保連と連携する総合システム) 収納消込/滞納管理システム 団体内統合宛名システム 田間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1)国民健康保険税賦課ファイル	,
(2)国民健康保険資格ファイル 3. 個人番号の利用	
C. IMPARE JOSANII	1. 番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項
法令上の根拠	
, leb de les III I	2. 別表第一省令第16条及び第30条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢> [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、8 0、87、88、93、97、106、109、120の項
5. 評価実施機関における	旦当部署·
①部署	村民課
②所属長の役職名	村民課長 宮下 亮
6. 他の評価実施機関	
_	
7. 特定個人情報の開示・記	T正·利用停止請求
請求先	三宅村沿停止請求 三宅村役場 村民課 郵便番号 100-1212 住所 東京都三宅村阿古497番地 電話 04994-5-0904
8. 特定個人情報ファイルの)取扱いに関する問合せ
連絡先	三宅村役場 企画財政課 郵便番号 100-1212 住所 東京都三宅村阿古497番地 電話 04994-5-0984

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			3年3月1日 時点				
2. 取扱者数	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	3年3月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	呆護評価	書の種類				
	項目評価	-	-	1 2 3	〈選択肢>)基礎項目評価書)基礎項目評価書及び』)基礎項目評価書及び3	≧項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 ている。	引成(判)につ	ル・Cは、てれてれ里に		音又は王垻日計1	山舌に のいて、リ ス ク対す	マの非神か。記載され
2. 特定個人情報の入手(情	報提供	ネットワークシステ ム	を通じた	入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	1 2	<選択肢>)特に力を入れている)十分である)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1 2	〈選択肢>)特に力を入れている)十分である)課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1 2	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	取扱いの	の委託			0]]委託しない
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情	報提供ネットワークシ	ノステムを通	じた提供を除く。	0]]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	1 2	<選択肢>)特に力を入れている)十分である)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシン	ステムとの	の接続		[]接続し	ない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	1 2 3	<選択肢>)特に力を入れている)十分である <u>)課題が残されている</u>	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	1 2	<選択肢>)特に力を入れている)十分である)課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消	法					
特定個人情報の漏えい・滅失・ 毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	1 2	<選択肢>)特に力を入れている)十分である)課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れて行って) 十分に行っている) +分に行っていない	เงอ

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月26日	公表日	2020/4/1	2021/4/1		
令和4年2月1日	公表日	2021/4/1	2022/3/7		